

大和ハウス工業(株)が施工した住宅における防火ドア・防火サッシの
国土交通大臣認定への不適合施工について

平成27年10月30日
住宅局建築指導課
住宅生産課

1. 概要

- ・大和ハウス工業(株)が施工した住宅4棟において、防火ドア又は防火サッシ^{※1}が国土交通大臣認定の仕様と異なる仕様で施工され、建築基準法違反等^{※2}であることが判明しました。
- ・また、同社から同様の不適合施工があると報告があった1,204棟について、関係特定行政庁に認定仕様への適合性に関する調査を依頼しています。
- ・なお、不適合施工の仕様について性能試験等を行った結果、安全性支障がないことが確認されています。

※1 防火ドア又は防火サッシは、延焼のおそれのある部分の開口部に設置する一定の遮炎性能のある防火設備として、防火ドアメーカー又は防火サッシメーカーが国土交通大臣による構造方法等の認定を受けて製造したものを用いている。

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度を利用している住宅は、評価方法基準のうち、耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))の基準に不適合となる。

2. 内容

- ・国土交通省は、大和ハウス工業(株)より、同社が施工した一部の住宅において、防火ドア又は防火サッシの取り付け方法が国土交通大臣の認定を受けた仕様に適合していないとの報告を受け、関係特定行政庁に情報提供し、調査依頼をしたところ、住宅4棟^{※3}において、建築基準法違反(このうち、1棟は住宅性能表示制度の基準についても不適合)が確認されたため、国土交通省及び関係特定行政庁より、早期に是正措置を講じるよう、同社に指示しました。
- ・今回の不適合施工は工場内での取り付け作業において、作業員への詳細な施工方法の指示伝達が不十分であったために、作業員が認定仕様と異なる種類のねじを使用したことによるものであり、同様の不適合施工がないか同社に調査させた結果、1,204棟^{※4}(このうち、住宅性能評価物件は9棟)不適合施工がある旨の報告がありました。不適合施工の詳細な内容は、別紙の通りです。
- ・このため、関係特定行政庁に情報を提供し、これらの物件について認定仕様への適合性に関する調査を依頼しました。調査の結果、認定仕様と異なる仕様となっていることが確認された場合には、国土交通省及び関係特定行政庁より、早急に是正措置を講じるよう同社に求めることとしています。

- ・また、同社に対して、原因究明及び再発防止策の提出を指示するとともに、他に建築基準法違反がないか徹底した調査を指示しました。
- ・なお、これらの不適合施工を再現した防火ドア又は防火サッシについて、建築基準法で定める遮炎性能試験等を行った結果、必要な性能が確保できており、安全上支障のないことが確認されています。

※3 4棟の内訳は、東京都2棟、群馬県、静岡県各1棟。

※4 1, 204棟の内訳は、宮城県2棟、茨城県35棟、栃木県20棟、群馬県36棟、埼玉県202棟、千葉県252棟、東京都214棟、神奈川県180棟、新潟県1棟、富山県3棟、石川県30棟、長野県34棟、岐阜県3棟、静岡県33棟、愛知県135棟、三重県10棟、鳥取県1棟、岡山県2棟、広島県8棟、愛媛県3棟(20都県)。

3. 相談窓口について

- ・同社に対して、相談窓口を設置し、適切に対応するように指示しました。

【窓口】大和ハウス工業株式会社 防火ドア対策室

電話番号:0120-220-112

受付時間:9時～18時(年末年始(12/26～1/3)を除く。)

- ・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置して、相談に対応します。

【窓口】電話番号:0570-016-100(PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間:10時～17時(土、日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)を除く。)

(問い合わせ先)

■建築基準法に関すること

国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官	村田 英樹 (内線39564)
	係長	荒川 徹 (内線39525)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630

■住宅の品質確保の促進等に関する法律に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課	課長補佐	谷山 暢秀 (内線39453)
	係長	野尻 真伸 (内線39421)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8510(夜間直通)、FAX 03-5253-1629